

広情個審第31号

平成29年11月2日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年6月8日付け広施恵第71号及び平成27年7月6日付け広施恵第96号で
諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第102、106号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

① 平成27年6月8日付け広施恵第71号の諮問事案（諮問第102号事案）

平成27年3月6日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年4月20日付け広施恵第14号で行った公文書不開示決定に対する同年5月18日付け異議申立て

② 平成27年7月6日付け広施恵第96号の諮問事案（諮問第106号事案）

平成27年5月12日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年6月11日付け広施恵第87号で行った公文書不開示決定に対する同月17日付け異議申立て

第1 審査会の結論

実施機関は、上記2件の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った各不開示決定を取り消し、不開示事由の該当性を個別具体的に精査した上で、改めて部分開示決定をすべきである。

第2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書及び異議申立てを補足する意見、口頭意見陳述における主な主張を要約すると、以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、実施機関が行った各不開示決定を取り消し、開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

実施機関は、申立人の用地交渉日誌（協議録）等の用地交渉に係る公文書の開示請求に対し、①特定の個人との用地交渉に関する情報であるため（条例第7条第1号に該当）、②用地取得交渉に関する情報であり、公にすることにより、本市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害

するおそれがあるため（条例第7条第3号に該当）という二つの理由で、全ての文書を不開示決定しているが、公開を原則として例外的に不開示を認めている条例を正しく解釈して全ての文書を不開示としたとは考えられない。

- (1) 佐伯区○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、同○○○○○○○○○○、同○○○○○○○○○○の3筆の土地は、○○○○神社の境内及び鎮守の森である。○○○○神社は、神社合祀令により○○○○神社に合併され、現在○○○○神社となっている。当該土地は○○○○神社の土地となっており、個人ではなく神社という団体であるから不開示の理由とはなり得ない。
- (2) 「本市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため」とするが、用地交渉記録を開示することが「広島市の財産上の利益や当事者としての地位を不当に害する」とは考えられない。
- (3) 用地交渉日誌には、交渉相手方の個人情報が多く存在しているであろうが、実施機関に係る情報や日付等の情報も存在している。とすれば、日付によって相手が特定され得るか、実施機関の担当職員の名前によって相手が特定され得るか、実施機関の内部決裁印によって相手方が特定されうるか、特定の相手方に固有の情報ではなく一般的な用地交渉情報によって相手方が特定され得るかといった疑問が生じる。また、協議録は、特定の個人との用地取得交渉に関する情報（保護すべき情報）を除くと、有意な情報が全くないと判断され得る内容によって構成されていることから不開示と決定したのであるか。

用地交渉日誌は、全面不開示とすべきものではなく、真に個人情報として保護すべきものに限って不開示とすべきものである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張を要約すると、次のとおりである。

1 神社敷地の所有者について

申立人は、佐伯区○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、同○○○○○○○○○○、同○○○○○○○○○○の3筆の土地は○○○○神社の所有地であると主張しているが、この3筆の土地のうち実施機関が既に取得している佐伯区○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○及び同○○○○○○○○○○の2筆の土地の前所有者は○○○○神社ではなく個人である。

所有者が個人である以上、協議録等の公文書は、個人に関する情報であることから、開示することはできない。

広島市が、いまだ取得していない佐伯区○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の土地は、登記記録の表題部のみ「○○神社」となっているが、所有権保存がなされていないため、所有権が確定されておらず、旧集落居住者等の個人が所有者である可能性がある。

2 用地買収契約等を締結していないことについて

佐伯区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の土地は、異議申立ての日時点においても用地買収契約及び移転補償契約（以下「買収契約等」という。）を締結しておらず、交渉内容等を開示すれば買収金額が明らかになり、本市の契約当事者としての財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害することになることから開示することはできない。

3 折衝相手方の個人情報について

協議録には、折衝相手方の氏名、住所、電話番号、相続関係等に関する情報及び折衝内容その他、条例第7条第1号に定められている不開示情報が記載されている。

このうち、折衝相手方の氏名、住所、電話番号、相続関係等に関する情報については、直接特定個人を識別できる情報であり開示できない。

また、折衝内容について、仮に、その中に含まれる氏名のみを隠し、個人が特定できない状態で開示したとしても、折衝内容自体が公になることによって、個人の権利利益を害するおそれがあるから、開示できない。

なお、協議録に記載された協議は、用地取得等の契約締結に至るまでの「下打合せ」としての性格を有しており、個人名等を不開示とした協議録の部分開示ではなく、全部を不開示とする必要がある。

第4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

1 審議の併合について

諮問第102号及び第106号については、申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

2 不開示理由について

条例は、第1条に規定されているとおり、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念の下に解釈・運用されなければならない。

実施機関は、別紙1に掲げる本件対象公文書の全部を不開示としていることから、本件対象公文書の種別ごとに、それぞれ不開示理由の妥当性について検討する。

(1) 協議録について

協議録は、協議録本文と協議録に添付された資料からなっている。

ア 協議録本文について

協議録本文の様式は、「回覧を受けた事務所職員等の押印欄」、「件名」、「日時」、「場所」「相手方の出席者」、「広島市の出席者」及び「協議内容記載欄」からなっている。

(ア) 条例第7条第1号該当性について

協議録に記載されている「場所」、「相手方の出席者」、「協議内容記載欄」に記載された個人の住所、氏名、役職名等は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当するから不開示とすべきである。

また、「協議内容記載欄」に記載された相続や親族関係等に関する情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号本文に該当するから不開示とすべきである。

(イ) 条例第7条第2号該当性について

「協議内容記載欄」に記載された河内神社の登記に関する司法書士の専門的知見に基づく情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、条例第7条第2号に該当するから不開示とすべきである。

(ウ) 条例第7条第3号該当性について

「協議内容記載欄」に記載された情報のうち、別紙2に掲げる開示請求時点において用地買収交渉を行っていた土地についての情報は、内部検討段階での試案や、公にすることにより、利害関係を有する者等から種々の要求や要望等がなされる可能性もあり、用地買収交渉に重大な支障が生じるおそれがある情報であり、条例第7条第3号に該当するから不開示とすべきである。

(エ) その他の情報について

上記(ア)～(ウ)に記載した情報以外のうち、少なくとも、〇〇〇〇神社の代表役員の氏名は宗教法人登記簿に記載されている情報であり条例第7条第1号ただし書きアに該当し、また、広島県職員等の公務員の役職名は公務員の職務遂行に係る情報であり条例第7条第1号ただし書きエに該当するから開示すべきである。

イ 協議録に添付された資料について

協議録に添付された資料は、協議内容の一覧表のほか、補償金概算提示書等の説明資料、協議相手から受領した文書、戸籍謄本、相続関係図、土地閉鎖登記簿謄本、土地全部事項証明書、宗教法人履歴事項証明書、位置図、地籍測量図、現地写真、書籍・新聞記事のコピー、ホームページに掲載された記事等である。

(ア) 協議内容の一覧表について

協議内容の一覧表は、平成18年4月17日から平成25年10月21日までの間に地権者等と行った協議内容を表形式で記載したものであり、「年月日欄」、「相手欄」、「内容欄」からなっている。

a 条例第7条第1号該当性について

「年月日欄」、「相手欄」及び「内容欄」に記載された個人の氏名、役職名等は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当するから不開示とすべきである。

また、「内容欄」に記載された地権者等の発言内容は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号本文に該当するから不開示とすべきである。

b 条例第7条第3号該当性について

「内容欄」に記載された情報のうち、別紙2に掲げる土地についての情報は、内部検討段階での試案や、公にすることにより、利害関係を有する者等から種々の要求や要望等がなされる可能性があり、用地買収交渉に重大な支障が生じるおそれがある情報であり、条例第7条第3号に該当するから不開示とすべきである。

c その他の情報について

上記a及びbに記載した情報以外のうち、少なくとも、〇〇〇〇神社の代表役員の氏名は宗教法人登記簿に記載されている情報であり条例第7条第1号ただし書きアに該当することから開示すべきである。

(イ) その他の資料について

a 条例第7条第1号該当性について

戸籍謄本、相続関係図及び土地閉鎖登記簿等は特定の個人を識別することができる情

報であり、位置図、地籍測量図、現地写真も他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であり、条例第7条第1号本文に該当するから不開示とすべきである。

b 条例第7条第3号該当性について

別紙2に掲げる土地に関する補償金概算提示書等の説明資料は、内部検討段階での試案や、公にすることにより、利害関係を有する者等から種々の要求や要望等がなされる可能性もあり、用地買収交渉に重大な支障が生じるおそれがある情報であり、条例第7条第3号に該当するから不開示とすべきである。

c その他の情報について

上記a及びbに記載した情報以外のうち、少なくとも、書籍のコピーやホームページに掲載された記事は公開されている情報であり、開示すべきである。

(2) 調査資料について

調査資料は、〇〇〇〇神社にあった灯籠の写真と、灯籠に刻まれた個人の氏名、当該個人の住所を地図に記載したものである。

ア 条例第7条第1号該当性について

当該個人の住所を地図に記載したものは、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当するから不開示とすべきである。

イ その他の情報について

上記アに記載した地図に記載された情報以外のうち、少なくとも、灯籠に刻まれた個人の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であるが、上記個人が灯籠に自ら刻んだ情報であると解され、条例第7条第1号ただし書きイに該当するから開示すべきである。

また、灯籠の写真は、〇〇〇〇神社にあったものを撮影したものであり、条例第7条に規定する不開示情報に該当しないから開示すべきである。

(3) ファックス送付状及び送付文書について

ア 条例第7条第3号該当性について

送付文書に記載された情報のうち、用地買収交渉中の土地についての情報は、内部検討段階での試案であり、公にすることにより、用地買収交渉中の土地についての交渉の相手方や利害関係を有する者等から種々の要求や要望等がなされる可能性もあり、今後の用地買収交

渉に重大な支障が生じるおそれがある情報であり、条例第7条第3号に該当するから不開示とすべきである。

イ その他の情報について

上記アに記載した情報以外のうち、少なくとも、ファックス送付状に記載された発信元は、広島市職員の情報であり条例第7条第1号ただし書きエに該当するから開示すべきである。

(4) 送付文書について

送付文書は、広島市が地権者に送付するために作成した文書であり、起案用紙、本文、戸籍謄本及び土地全部事証明書からなっている。

ア 条例第7条第1号該当性について

起案用紙及び本文に記載された個人の氏名、戸籍謄本及び土地全部事証明書は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号に該当するから不開示とすべきである。

イ その他の情報について

上記アに記載した情報以外のうち、少なくとも、差出人及び問い合わせ先については、条例第7条に規定する不開示情報に該当しないから開示すべきである。

(5) 購入伺について

購入伺は、用地買収契約及び移転補償契約の伺いであり、起案用紙、案の概要、支出負担行為伺、土地及び物件移転等損失保証金算定調書、土地取得補償金内訳表、物件移転等補償金算定表、契約書案、土地所在図・地積測量図、位置図、土地調査表、土地登記全部事項証明書、土地の現況履歴調査チェックシート、相続関係表、相続関係説明図、土地調書、物件調書、立竹木等調査表からなっている。

ア 条例第7条第1号該当性について

案の概要、支出負担行為伺、土地及び物件移転等損失保証金算定調書、土地取得補償金内訳表、物件移転等補償金算定表、契約書案、土地調査表、土地登記全部事項証明書、土地の現況履歴調査チェックシート、相続関係表、相続関係説明図、土地調書、物件調書、立竹木等調査表には、氏名、住所等、特定の個人を識別することができる情報が記載されており、土地所在図・地積測量図、位置図も他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報が記載されており、条例第7条第1号に該当するから不開示と

すべきである。

イ 条例第7条第3号該当性について

案の概要、支出負担行為伺、土地及び物件移転等損失保証金算定調書、土地取得補償金内訳表、物件移転等補償金算定表、契約書案に記載された土地の買収金額及び補償金額については、公にすることにより、用地買収交渉中の土地についての交渉の相手方や利害関係を有する者等から種々の要求や要望等がなされる可能性もあり、今後の用地買収交渉に重大な支障が生じるおそれがある情報であり、条例第7条第3号に該当するから不開示とすべきである。

ウ その他の情報について

上記ア及びイに記載した情報以外のうち、少なくとも、起案用紙には条例第7条に規定する不開示情報は含まれていないから開示すべきである。

(6) まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 6. 8	広施恵第71号の諮問を受理（諮問第102号で受理）
27. 7. 6	広施恵第96号の諮問を受理（諮問第102号で受理）
29. 6. 14 （第1回審査会）	第1部会で審議
29. 7. 6 （第2回審査会）	第1部会で審議
29. 8. 1 （第3回審査会）	第1部会で審議
29. 8. 30 （第4回審査会）	第1部会で審議
29. 10. 5 （第5回5審査会）	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授